



SFDR に関する コミュニケーションレター



Sustainable Finance Disclosure Regulation

当レポートは、欧州連合（EU）内で SFDR の理解を深めるために提供されたコミュニケーションレターを要約・和訳したものであり、日本国内での規制を説明したものではありません。

概要:

欧州連合 (EU) で新たに導入されたサステナブルファイナンス開示規則 (SFDR) は 2021 年 3 月から段階的に施行されます。

SFDR は投資運用会社等に対して、商品単位・法人単位で新たな透明性義務や定期的な報告義務を課すものです。

SFDR-投資家への影響

サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR) は、金融商品の持続可能性の評価について、より高い透明性を提供することを目的としています。これは部分的には、金融商品が実際に何を達成するのか不明な"グリーンウォッシング"（環境に配慮しているように装うこと）を防ぐことも目指しています。

また当該規制は、購入前および継続保有中の両方の開示を対象としています。

私たちが行うべきこと

この規則により、BNP パリバ・アセットマネジメントが投資または助言を行う金融商品は 2021 年 3 月 10 日から 3 つのカテゴリーに分類することが求められます。

1. Products with a sustainable investment objective
サステナブルな投資目的を持つ商品
2. Products promoting environmental or social characteristics
「環境」や「社会」の特性を促進する商品
3. Non-sustainable products
サステナブルではない商品

"サステナブルな投資目的を持つ商品"または"「環境」や「社会」の特性を促進する商品"に分類される金融商品は、契約前の文書や定期的な報告書に、それがどのように実現したかを開示しなければなりません。

SFDR に関する Q&A



2019年12月に、SFDRが公表されました。当社は2021年3月より、ファンド運用や一任運用を3つにカテゴリーに分類する必要があります。"サステナブルな投資目的を持つ商品"、"「環境」や「社会」の特性を促進する商品"、"サステナブルではない商品"の3つです。我々は、投資家の皆様がこの規制をより良く理解するのに役立つよう、商品のカテゴリー化の実践を通じて、お客様と対話をし、いくことが求められます。

Q: SFDR とは何ですか？

A: サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）は、金融市場における持続可能性を標準化することにより透明性を高め、その結果、グリーンウォッシングを防止し、金融商品を比較可能なものとするを目的としています。新しい開示規則の多くは2021年3月10日時点で適用されます。

また SFDR は、持続可能で責任ある投資戦略を実行する金融商品のみならず、追加的な財務情報を統合していない商品にも何らかの形で適用されます。

金融機関は、投資または助言を行う商品について、次の3つのカテゴリーに分類することが求められます。

1. サステナブルな投資目的を持つ商品
2. 「環境」や「社会」の特性を促進する商品
3. サステナブルではない商品

Q: SFDR は誰に適用されるものですか？

A: 本規則に基づく開示義務は、AIFMs（オルタナティブ投資ファンド運用会社）、UCITs（リテール向け投資信託）運用会社、投資会社、保険会社、信用機関を含むポートフォリオ運用を提供するすべての金融市場参加者に適用されます。

SFDR は、商品単位および法人単位の開示要件を"金融市場参加者"に適用するものです。本規則において、"金融市場参加者"の定義は非常に幅広く、オルタナティブ投資および UCITs のマネジャー、一任口座のマネジャー、年金プロバイダー、保険型投資商品プロバイダーも含まれます。

すべての欧州の投資運用会社は、"金融市場参加者"としての定義を満たさなければならないと当社は考えています。

さらに、この開示義務は、EU 外の企業が運用している商品を含む EU で販売されている金融商品すべてに適用されると考えられません。

Q: SFDR は EU 離脱（ブレクジット）後の英国にも適用されますか？

A: 英国でファンドを設定しておらず、英国で一任や助言を行っているだけであれば、対象にはならないと考えられます。一方で、英国籍のファンドであっても、EU 内で販売が行われている場合は、SFDR の対象となります。

Q: この規制が適用される金融商品は何ですか？

A: 次の金融商品が該当します。

- マネーシドポートフォリオ（一任口座、専用ファンド）
- オルタナティブ投資ファンド(AIF)
- 保険型投資商品
- 年金商品
- 年金制度
- UCITs（リテール向け投資信託）
- 個人年金商品

Q: SFDR はどのような文書に対して影響を及ぼしますか？

A: SFDR は、金融商品についての財務特性以外の情報（SFDR の分類、プロセス、使用されるデータソースなど）を UCITs や AIF の目論見書や定期報告、ウェブサイトで公表することを求めています。さらに、非財務特性に関する開示については、2022 年 1 月から専用ファンドや一任口座の年次レポートに統合しなければならないこととされています。

また、すべてのマーケティング資料やコミュニケーションは、SFDR 関連規制に基づいて目論見書に開示されている情報に合わせる必要があります。

Q: SFDR にはどのようなカテゴリーがありますか？

A: 次の 3 つのカテゴリーがあります。

- サステナブルな投資目的を持つ商品(SFDR 第 9 条に該当する商品)
 - これらの商品は投資目的としてサステナブル投資を行います。
 - **サステナブル投資**とは、環境目的(例えば、経済活動におけるエネルギー、再生可能エネルギー、原材料、水、土地の利用について、主要な資源効率指標等によって測定されるもの)に寄与する投資、または社会的な目的(特に、社会的な不平等に対する取り組みや社会的結束を育むことや社会の統合)に寄与する経済活動への投資のこと

とをいいます。加えて、投資先企業は、健全な経営体制、従業員との良好な関係、従業員の報酬および税務、コンプライアンスに関して、優れたガバナンス慣行を遵守している必要があります。

- 「環境」や「社会」の特性を促進する商品(SFDR 第 8 条に該当する商品)
 - これらはサステナブル投資を目的としていない商品ですが、投資プロセスにおいて、財政的な基準とともに ESG (環境・社会・ガバナンス) の基準も考慮した投資を行います。
- その他の製品であって、「環境」もしくは「社会」特性を促進せず、かつ、サステナブルな投資目的を持たない商品

SFDRにおける金融商品分類

第6条 全てのファンド (UCITS/AIFs)	第8条 「環境」や「社会」の特性を促進する商品	第9条 サステナブルな投資目的を持つ商品
<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の商品 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「環境」または「社会」的特性を追求するために一般に受け入れられている投資戦略の例: <ul style="list-style-type: none"> ○ ベスト・イン・クラス/ベスト・イン・ユニバース ○ サステナブル・テーマ型投資 ○ 標準的なスクリーニング ○ 除外/ネガティブ・スクリーニング ○ ESG インテグレーション(拘束力のある選択基準を持つ) ○ アクティブオーナーシップ (積極的株主行動) /エンゲージメントと議決権行使 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「環境」または「社会」的な投資目的が経済活動に寄与する例: <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー、原材料、水や土地の利用、廃棄物の再生、生物多様性への影響など主要な資源効率指標によって測定されるような、環境目的に寄与する経済活動への投資 ○ 社会的な目的、例えば、不平等に取り組むこと、社会的結束を育むこと、社会の統合や労働関係の発展に寄与すること、等に寄与する経済活動への投資

Q: BNP Paribas Asset Management はどのように商品分類を行っていますか？

A: すべての金融商品は、サステナビリティ・リスクが投資の意思決定に統合される方法と、環境事象などのサステナビリティ・リスクが投資商品のリターンに与える影響の可能性を示した情報開示が契約前に行わなければなりません。サステナビリティ・リスクとは関連性がないと判断された場合であっても、その論拠についての簡潔な説明を提供することが求められます。

"「環境」や「社会」の特性を促進する商品"および"サステナブルな投資目的を持つ商品" (第 8 条および第 9 条に該当する商品) は、契約前に次の事項を開示しなければなりません。

- 当該金融商品の「環境」や「社会」特性、または投資目的
- これらの「環境」や「社会」特性、または投資目的がどのように達成されるかについての説明

したがって、金融商品を3つのカテゴリーに分ける際には、次のことを確認するというプロセスになります。

1. 金融商品はサステナビリティ・リスクを統合しているのか、していないのか。
2. 金融商品は元本に与える不利な影響を考慮しなければならない。
 - 1、2のいずれかを行っていない場合、その理由を明確にする必要がある。【していない場合、第6条の通常の商品】
3. 「環境」や「社会」の特性があるかどうか。【ある場合、第8条に該当する商品】
4. サステナブルな投資目的があるかどうか。【ある場合、第9条に該当する商品】

Q: 分類されると、他にどのようなことが必要になりますか？

A: 第8条および第9条に該当する金融商品は、追加的な契約前の開示が必要となり、また定期的な報告義務が課されることになります。導入スケジュールは以下の通りです。



ご留意事項

- 本資料は BNP Paribas Asset Management France が作成した情報提供用資料を、BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社が翻訳したもので、特定の金融商品の取得勧誘を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社は、翻訳には正確性を期していますが、必ずしもその完全性を担保するものではありません。万一、原文と和訳との間に齟齬がある場合には、英語の原文が優先することをご了承下さい。
- 本資料における統計等は、信頼できると思われる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- 本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- 本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を示唆または保証するものではありません。
- 本資料で使用している商標等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該商標等の権利者に帰属します。
- BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社は、記載された情報の正確性及び完全性について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、なんらの表明又は保証を行うものではなく、また、一切の責任を負いません。なお、事前の承諾なく掲載した見解、予想、資料等を複製、転用等することはお断りいたします。

BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長（金商）第 378 号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会



BNP PARIBAS
ASSET MANAGEMENT

The asset manager for a changing world